

平成27年第3回砂川市議会定例会
決算審査特別委員会

平成27年10月1日（木曜日）第1号

開会宣告

開議宣告

議案第13号 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第16号 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第17号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第18号 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 増山裕司君
委員 増井浩一君
中道博武君
武田圭介君
辻勲君
小黒弘君

副委員長 武田真君
委員 多比良和伸君
佐々木政幸君
水島美喜子君
北谷文夫君

（議長 飯澤明彦）

○欠席委員（0名）

○ 決算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 奥山昭
砂川市監査委員 沢田広志

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	湯浅克己
総務部審議監	熊崎一弘
総務課長	安田貢人
総務課副審議監	渋谷正雄
市長公室課長	安原希二
政策調整課長	河原端一
政策調整課副審議監	河端修一
税務課長	為国端幸
会計課長	川端豊人
市民部長	高橋正人
市民生活課長	東藤恭史
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	近藤恭史
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	中村一久
経済部長	田伏清巳
商工労働観光課長	福士勇治
農政課長	小林哲也
建設部長	古木信繁
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	佐藤武雄
建築住宅課副審議監	金丸秀樹
病院事務局長	氏家実弘
管理課長	山川和彦
経営企画課長	渋谷和紀
医事課長	朝日博
地域医療連携課長	山田基仁
附属看護専門学校副審議監	細川仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	井上克也
教育次長兼スポーツ振興課長	和泉肇
学務課長	大西俊光

社 会 教 育 課 長
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長
給 食 セ ン タ ー 所 長

山 下 克 己
橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 伏 清 巳

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○委員長 増山裕司君 ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

◎開議宣告

○委員長 増山裕司君 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第13号 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第16号 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず一般会計より行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

これより議案第13号 平成26年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

それでは、116ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。120ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

中道博武委員。

○中道博武委員 おはようございます。新人で大変ふなれでございますけれども、たわいのない質問をさせていただきますが、まず1点、職員の研修について、その内容等々についてご説明願いたいと思います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員の研修についての内容ということでの質問でございます。

職員研修につきましては、毎年度職員研修の方針を定めまして、年度ごとにそれぞれ職員の積極的な意識改革ですとか、責任感、使命感の向上、育成ですとか、問題解決能力の育成、政策形成能力の育成といった目標を定める中、具体的には職場内で行います職場内研修、そして庁舎内で行う、または市外の研修機関に出向いて参加する研修という形でそれぞれ職場外研修という形で、その中に基本研修、さらに市外の研修機関に参加する特別

研修という形で実施してございます。こちらの経費につきましては、主として職場外、市外の研修機関に参加する際の特別旅費等を計上しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 ちなみに、その研修先というのはわかりますか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 市外の研修機関に参加している具体的な機関の実施先でございませけれども、例えば北海道内の市町村職員が参加する市町村職員研修センターですとか、または東京立川市にございます自治大学校、さらには千葉県にございます市町村アカデミーといった委託研修の機関に参加してございませし、また職場の専門性を高めるという点におきましては、例えば戸籍事務ですとか税に関しての事務等についての研修にも参加しているところでございませ。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 ありがとうございます。

次、2点目、ヘリポートの関係をちょっと聞きたいと思ひませ。これは西豊沼地区のヘリポートだと思ひませが、現在どのような形で利用されているのか、利用頻度というのか、内容的なものをお教へ願ひたいと思ひませ。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ヘリポートでございませけれども、これにつきましては昨年度42回使用してございませ。使用されている内容でございませけれども、1つは農薬散布、野ネズミの駆除、送電線のパトロールなどで民間の方に利用をいたひておりませ。あとこのほかに災害関係としまひて北海道防災のヘリの訓練にも使用されておひませし、あと災害、例えば河川だとか道路だとか山になるのですけれども、開発局において防災箇所の点検ということで計47回使用されている状況でございませ。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 ありがとうございます。この2点で終わひませ。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、総務管理費で一般管理費からお伺ひしていきませけれども、いろいろ補正があひてこの決算書ができてきたと思ひませのですが、今回全体で報償費の金額が随分不用額として発生しているのですけれども、そうするといろんな協議会とか会議の開催頻度が当初予定していたよりも少なかったから、この報償費が落ちたのかということをお伺ひしたいので、当初の計画と比べて一体どういう形で報償費全体が下がったのかということをお教へてください。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご質問につきましては、一般管理費の報償費という内容で、予算額が2,696万1,000円、不用額といたしまひて224万799円のところのご

指摘ではないかと考えてございますが、こちらにつきましてはそのほとんどがふるさと応援寄附金に要する経費の報償費に対しまして、ふるさと応援寄附金謝礼について結果的に不用額が約220万円出ているところでございます。その内容についてでございますけれども、最終的な予算額として約2,670万円を計上させていただきましたが、執行額が2,450万円であるということでの残でありますけれども、この中身につきましてはふるさと応援寄附金、昨年10月からお送りする特産品の中身を大きく変更いたしまして、最終的な寄附いただけるであろう額から逆算しての寄附の報償費、謝礼、特産品の計上をいたしましたけれども、結果といたしましては寄附額については年間で約6,000万円ということで見込んでいた額をご寄附いただいたのですけれども、報償費については結果的にその品物、特産品によって価格の違い等もございますので、最大限のところの予算額を見込んだものに対しての執行残が出た。また、あるいは、年度末に寄附をお申し込みいただいた場合には、特産品を実際にお送りできるのが今年度になってからというようなケースも生じてございますので、不用額が生じた次第でございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 謝礼が報償費になったというところが、私も議員ではなかったものから、予算が提案されたときにわからなかったもので、ここはわかりました。

次に、同じページの職員研修に要する経費のところ、特別旅費ということで197万円ほど計上されていますけれども、この特別旅費というのは通常の旅費と何か差があるものなのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 特別旅費につきましては、一般的な出張用務という形のものとは異なりまして、この場合特別に研修を命じる中で出張を伴う場合に計上している予算でありまして、先ほども若干ご説明申し上げましたが、具体的には例えば市町村職員研修センターですとか自治大学校あるいは市町村アカデミー等へ職員が命令を受けた中で研修参加するに当たって支出した旅費でございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この中には宿泊費というものは伴っていますか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 複数日期间において、札幌であれば日帰りという形での旅費命令、金額ということになります。例えば自治大学校や市町村アカデミーなど本州で数十日に及ぶ、市町村アカデミーは10日前後というところでございますが、そういったものについてはその研修所の指定された料金の中に宿泊相当費も含まれているケースで支出してございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 宿泊を伴う場合に、市町村アカデミーとか、そういう研修センターには

寮があって低廉で泊まれると思うのですけれども、当然いろんな形で交通費についても配慮されていると思いますが、今いろんな割引があったり、少しでも出張にかけてお金を使わなくても、いろんなパックで行けたり、早割があったりというのがあるのですけれども、その辺出張に当たってというのは、あくまでもこれは税金が原資ですから、どのような考えで執行されているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 旅費に関しての低廉な費用での執行ということに関しましては、例えば自治大学校や市町村アカデミーであれば完全に委託研修の実施先の指定額でありますので、これにつきましてはその定められた額を計上、執行しているところでございます。また、そういった際に飛行機を使つての出張ということにつきましては、当市におきましては従前よりエアドゥの道民割引料金に基づく額を支給してございますので、その点でも配慮した形での執行となっております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。少しでも節約できるのであれば節約して、公務の一環として皆さん方は研修に行かれると思いますので、大事にお金を使つていただきたいと思つます。

次に、123ページで源泉所得税等に係る延滞税及び不納付加算税ということで10万7,700円が出ておりますけれども、これは補正予算で上がってきたときには、税務署から行政指導を受けて、源泉徴収漏れがあったということだったのですが、今回決算でこの金額だけで上がってきましたけれども、行政指導は土業、弁護士さんや公認会計士さんなどの報酬に対する源泉徴収漏れがあったということで指導を受けたと私は理解しておりますが、この指導を受けて、この決算を組むに当たってほかの税金の徴収漏れがなかったかどうかというようなことというのは一緒に精査した上で決算書の作成に取り組みされたでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 委員ご指摘のとおり、今回の決算額として計上してございます源泉所得税等に係る延滞税、不納付加算税につきましては、いわゆる何々士、士業を営んでいる方への報酬料金について源泉徴収が漏れていたことに基づくものでございます。昨年の9月に滝川税務署からの指摘を受け、その後調査した結果、この部分について弁護士の方3名、不動産鑑定士の方1名についての徴収漏れがあったことを確認の上、12月に補正予算を計上させていただき、執行してございます。また、この際には、全庁的に本来源泉徴収しなければならないものについての確認ということで、各所管部局の所属長等に対しての説明も改めて行い、またその前段、今回の執行に当たる調査においても過去の5年間の執行額を確認の上、対応させていただいた次第でございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然税金の使途というものも公平かつ適正に使われたいといけないうわけでありまして、税金の徴収もまた公平に行われなければならないものでありますので、この点は今後もいろいろと留意をして気をつけていただきたいと思いますというふうに思います。

それから次に、135ページのところで、上砂川線、滝川美唄線、滝川奈井江線バス運行に要する経費ということで、各自治体の負担割合に基づく収支不足の補償金が計上されていると思うのですが、決算で二重丸ですから今回上がってきたと思うのですが、私はこれは苦い思い出がありまして、花月線の運行に要する経費が過去に決算で上がってきたときに、このままお金をずっと払い続けていても結局利用者がふえなかったら廃止になるのではないかと行って、結果的には廃止になってしまいました。今回新規の決算ということでこの金額が上がってきましたけれども、決算を踏まえて、ただお金を負担割合で支出するのではなくて、抜本的に利用者をふやしていく対策というものを出していかないと、数字だけでは決算でこういうような形で上がってきましたけれども、あわせて利用者をふやす取り組みというのを考えていかなければ、結局またお金を払った上で、しばらくたってしまったらこの路線が廃線になってしまうということにつながりかねないと思うので、その辺のお考えを市にお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今ご指摘いただきましたバス運行に関する補填金なのですが、状況としましてはマイカーの普及等、あと人口減、一番大きいのは通常毎日利用される学生の方、特に子供の方が減ったということで利用が減っているという状況でございます。ただ、このバスに関しましては、今は民間業者が営業してございますが、これは大切な市民等の足の確保になりますので、やはりこれは補填していかなければいけないというように考えております。また、砂川市だけではなくて、それぞれ美唄線、奈井江線、上砂川線、あとは焼山線等もございまして、それぞれ補填額につきましては関係する市町村の距離の案分で行ってございまして、この利用状況につきましては各市町集まりまして毎年、今後確保するというのと、あと減便、あと便数の時間帯の変更ができるのかどうかというのを検討しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 人口減、地域全体の人口が減っていく中で路線を維持していくというのは難しいと思うのですが、このように平成26年度決算からお金が上がってくると、今年度もこれからもこの収支不足分の補償金というのは払っていくことになると思いますし、今答弁でもありましたけれども、結果的に悪循環につながっている。人口が減るから利用減につながって、そうすると各自治体が負担するお金、支出していくお金というものがふえて行って、結果的には路線が廃線されてしまうということになれば、もう先が見えていっている中でのお金の支出ということにつながりかねないと思うのです。この決算を踏まえていろんな予算とか、次年度の予算とかいろんな政策が考えられていくと思うのですが、

も、車が一家に何台もある時代で、バスを使ってくださいといっても難しい時代に確かにありますが、そうはいつでも通学の足であったり通院の足であったりするわけでもありませんので、この辺については関係する自治体も多くあると思いますので、いろいろと協議をしていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、141ページ、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費のところで横断幕等作成委託料という費目がありまして、今回ことし8月8日に待望のスマートインターが開設されましたけれども、市役所にも立派な横断幕ができていましたし、それからあと横断歩道橋にも立派な横断幕がついておりましたけれども、これが中の文言を見ると開通に向けての文言でありましたけれども、開通後はこの横断幕というのはどうされるのですか。せっかくこれだけのお金をかけて作成したわけですから、中の文字を直して再利用するとか、そういったようなお考えというのはあるのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 河端一寿君 26年度の横断幕作成委託に関しましては、昨年の地区協議会の開催において、開通式が決まった時点で季節、それから月日をというところで、26年度にその補正をさせていただいたところです。26年度につきましては、設置した横断幕、平成27年度という名称で設置させていただきました。これが26年度の予算によって執行されています。ちょっと27年度にまたがってしまいますけれども、27年度はその横断幕を利用いたしまして、8月8日13時開通という名称に変更して利用させていただいております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、一応開設に向けてのものでは26年度につくったもので今回対応されたと思うのですけれども、その後、開設後になってくると、せっかくこの横断幕をつくって、すぐ廃棄ということにはならないと思うのですけれども、あれがもし再利用できるのであれば、これだけのお金をかけないで、次年度に向けて少し手直しをしてもう一回再利用できるものであれば、再利用したらいかかかなと、ここまでいくと一般質問に近くなっていってしまうので、難しいのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○武田圭介委員 後ろからも聞こえるので、それについては質疑はしませんけれども、できれば利用していただけるように検討していただきたいなというふうに思います。

終わります。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、127ページの財産管理に要する経費についてお尋ねいたします。

こちらの中の市有財産管理委託料なのですけれども、こちらは市で管理している建物あるいは空き地の管理に関する費用と考えてよろしいのかどうか、まず確認いたします。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 財産管理に要する経費の市有財産管理委託料の執行の内訳でありますけれども、これは普通財産として管理しております例えば市有地、その草刈りですとか、また施設の雪おろしの費用、また市有地内の樹木に関しての一部伐採等の委託料でございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 すると、かなりの数があると思われるのですけれども、例えば特に評価額の大きいものについて上位3点の中から、利用が昨年度全くなかったというようなものが何かありましたら3点ほど、額の大きいもの、土地について特に評価額が大きいものを3点ぐらい、どこの土地なのかというのを教えていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 管理委託料につきまして財産としての評価に基づいて委託料を支出するという形ではございませんで、金額の中身についてもう一度改めてもう少しご説明申し上げますけれども、この執行額133万2,540円のうち大きい執行額につきましては、旧中央小学校の跡地の南側に樹木がございまして、それについて剪定する必要があるという形で高架作業車が必要となったものですから、非常に高額で約68万円の支出をしてございますし、先ほど申し上げました市有地の草刈りににつきましては、市内でおよそ20カ所の土地について委託する中で約46万円の執行をしてございます。そういった形で、資産の価値判断に基づく委託料というよりは、その土地、建物を維持管理していくために必要な経費をこちらのほうで執行しているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、先ほど中央小学校のお話があったと思うのですけれども、この土地については全く利用の予定がないというか、駐車場として一部使われているようですねけれども、跡地としてその残りについて利活用する計画というのは一切ないという、現段階ではそういう段階なのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 旧中央小学校跡地、平成25年の途中までは病院の改築関連に伴う職員の臨時的な駐車場での使用というところがございました。今現在も臨時的に近くでの工事等がございましたら、資材置き場等での貸し付けのお申し出をいただいて、それについては公有財産規則に基づき有償でお貸ししておりますけれども、土地の将来的な利用という点につきましては現時点でこういった特定の目的というものについて定まっているものはございません。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、利用予定がない、売却の予定もないと思われるのですけれども、そういった土地に対して毎年毎年多くの維持管理費がかかっているという状況な

のですけれども、そうしますと固定資産として有効価値がないと言ったらちょっと言い過ぎかもしれないですけれども、そういった土地に対して延々と管理委託費がかかっていくという状況になっていくと思うのですけれども、これにかかるかどうかはちょっとわからないのですが、その土地について売却するなり、有効活用するという計画みたいなものは何もなくて、単にずっとそういった費用がかかっていくということになっていくのかどうかというのをまず確認させていただきたいと思います。

○委員長 増山裕司君 決算にかかわる内容であれば問題ないのですけれども、ちょっと逸脱……

○武田 真委員 そうしたら、修正いたします。

こういった管理委託費用については、今後も額を低減するなり、そういう工夫がなく今後も続けていく、例えば管理費用を削減するための方策等を何か考えるというのは現在考えていないということでしょうか。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 普通財産の有効活用という点につきましては、具体的に売却が可能な土地につきましては毎年度春先から広報等でお知らせする中、市有地の売却促進も進めているところでございますけれども、ただ特定の目的を持たないという財産についての維持管理については、今後も必要最低限は続けていかなければならないものと考えてございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、続きまして連絡所に関する経費ということについてお尋ねしたいと思います。131ページです。こちらの連絡所なのですけれども、市内に2カ所あったと思いますが、この連絡所についての業務の内容とそれぞれの取扱額についてお知らせ願います。

○委員長 増山裕司君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 市内に連絡所は、宮川と空知太で2カ所ございます。こちらのほうでとり行っている業務につきましては、市税、または各種料金の収納、あるいは戸籍、住民票等の謄抄本の取得ということを窓口業務として行っているところでございます。実績につきましては、平成26年度で申しますと、空知太連絡所で市税関連が約70件、額にいたしまして約150万円、同じく空知太の税外、各種料金等で申しますと26年度164件、額にして約124万円、続いて宮川連絡所の26年度、市税につきましては件数138件で金額約144万円、また宮川連絡所の税外料金につきましては件数753件で額にしまして約680万円となっているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 続きまして、市営駐車場の維持に関する経費についてお尋ねいたします。

こちらは市内に数カ所あると思うのですけれども、それぞれの市営駐車場の利用率等を

把握されていたら、その数字についてお知らせ願います。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 市営駐車場でございますが、市内に4カ所ございます。ただ、今委員さんがおっしゃいました駐車場の利用率、これについて把握している状況ではございません。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 何カ所かざっと見てきたのですけれども、朝から晩までずっととまりっ放し、あるいは故障したと思われるような車両が放置されているのですけれども、それについての対策とか、これについてはこの修繕料の中で対応されているということでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ここにある修繕料といいますのは、駐車場に柵がございまして、その柵を修繕したり、あとは看板が古くなったときに看板を修理しているものでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 草刈りは、委託料でされているのですか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 失礼いたしました。あと草刈りも年1回やってございますし、担当のほうも伸びた状況を見まして随時草刈りをしている状況でございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 かなりの額というか、高いか、低いかというのはなかなか難しいところですが、費用がかかっている維持されているわけですが、一方では先ほど申し上げたとおり長期間とめられている方、あるいは買い物駐車場として整備されたはずなのに通勤用に使われている方もいらっしゃるようですけれども、その管理について市としてどのように対応されているのか伺いたしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 利用の目的は、1つは買い物駐車場になってございます。あと、もう一点が駅の南側にございますが、ここは買い物以外にもJRの利用者の方も利用している状況でございます。あと1点、冬期間になりますと長期間放置している自動車は除雪の妨げになりますので、そのときには確認してどけていただくようなことをしています。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それは、その車の所有者に対して直接電話なりお手紙なりで連絡して、是正するような指導をされているということでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、車のナンバーを調べまして、照会をしまして、そこで所有者を特定して、連絡をしているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、悪意のあるドライバーについてもそれなりの経費がかかっているということになると思うのですけれども、そういった悪意のある利用者を防止するための取り決めとか、駐車場管理規定というようなものは現在作成されているのかどうか確認いたします。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今取り決めというのは直接的にはございませんが、長期間滞在している車につきましては平成25年度では2件、平成26年度は1件、この調査により移動していただいております。ただ、これに係る経費につきましては事務的なものでございまして、費用がかかるというのではございません。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そしたら、悪意のあるドライバーの方に一般の通勤される方、あるいは買い物される方が被害をこうむっている。これは市有財産ですので、市民の皆さんのものですから、そういった部分も含めて強制的な措置なり、そういったことを考えるという計画等を作成する考えはないということでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今後につきましては、今もなのですけれども、定期的に長期に車をとめているかどうかというのを確認しているところでございますので、今後につきましてはその状況を把握しまして指導していきたいと思えます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 わかりました。終わります。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 私のほうから文書広報費、123ページの広報業務に関する経費についてお伺いします。

市民とのつながりの深い広報ですので、現在何部作成されているのかお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 現在9,000部作成しております。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 その9,000部の配布先なのですが、各家庭には配布されていると思いますけれども、そのほかに公共施設とかいろいろ配布されていると思うのですが、その辺のところをお伺いしたいと思えます。各戸以外にどういうところに配布されているのか。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 各戸以外には、市の公共施設、それと紙以外なのですから、ホームページ上で公開しているところもございます。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 各戸の配布分につきましては、戸数が年々減っていますよね。それに応じてこういう予算も減額されているものなのですか。それについてお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 枚数的には減額されているのですけれども、基本的に印刷の単価、こちらのほうが年々上昇しております、印刷経費の部分が上がっている状況になっております。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 わかりました。あと広報委員の件なのですから、現在何人の広報委員がいらっしゃるのですか、お伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 現在63名の広報委員がいます。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 63人の広報委員ということですが、結構高齢化も進んでいるのではないかと思います。その辺で人員確保の面ではスムーズにいかれているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 確かに平均年齢が63歳というようなデータがございます。かなりやめられる方が昨年いたのですけれども、そのなり手、新しい方、もしくは去年の例なのですから、同じような広報区の中でふさわしい方がいらっしゃったらご紹介いただくような感じで何とか、なり手は確かに少なくなってはきているのですけれども、そういった状況で継続している状況でございます。

○委員長 増山裕司君 佐々木政幸委員。

○佐々木政幸委員 わかりました。質問を終わります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まずは123ページなのですから、広報のところに入って来ると思いますが、Eメールの受信の関係なのですから、事務報告書によりますと若干少なくなっていたり、特にお伺いしたいのは市政への提言、質問、返礼、この辺のところはどんな内容があったのかをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 こちらのほうは多岐にわたっております、最近ですと職員の窓口に対する苦情ですとか、6月6日に起きた事故、そちらのほうに関連するメールがかなり来ていた状況でございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 26年なので、今回の事故のことは関係ないと思うので、26年の場合、提言、質問等はどんなものがあったか、もう少し詳しく教えてください。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 職員への苦情も当然あったのですけれども、例えば市民生活課に関する内容、証明書のとり方ですとか、そういった質問ですとか、あと税務課などもございますけれども、そういった内容の質問、あと市政に対する提言という形では昨年場合はなかったような記憶がございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市のホームページを見ると一部、といっても3件ぐらいですか、アップされているのです。これは、せっかくこういうふうに行っているのに、もっともっとアップされたほうが良いと思うのです。しかも、職員の対応が悪かったという何年も前のものがそのまま載っていて、ということは市のほうでちゃんと対応できないままにいるのかというふうに僕はちょっと誤解をするのです。改善されたものは改善されたという形で、新しいものをどんどんやっつけていかないと、せっかくメールを下さいと言っているのに、その動きが見えないというのはちょっとどうかなというふうには思うのですけれども、特に今大ざっぱにお話があったのですけれども、別に市の職員の対応ばかりではなく、砂川の場合はどんなことが来ているのかというのは非常に興味があることで、他市町の場合だとかなり内容も細かく、あるいは回答された件数もかなり多くアップされていると思うのですけれども、26年の場合だとEメールが37通あったということなので、今の現状の3件ということでは決してないのだろうなというふうに思うのですけれども、その辺今後どういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 この37件の全てが住所、氏名等の記載があるEメールではございません。基本的には、お名前などが無い場合は回答しない場合もございます。あと、回答できないというか、個人情報を出してほしくないといったメールも現実にはございます。そういったことは確かにあって、載せていないケースはあるのですけれども、今後どうしたらいいかというご指摘ですので、その結果をかなり前に載せたものは当然更新して行って、対処したものをできるだけ載せるように前向きに検討したいと思います。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のお話でいくと、名前が載っていないものは掲載しないような方針、方向だということなのだと思いますけれども、そういうことなのですか。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 全てのEメールに回答しているわけではございません。住所ですとか氏名等がないEメールがかなり来ますので、そういったものに対しては回答し

ていません。それと、1点、ご本人からホームページに載せる、載せないの判断を、載せてほしくないという方は載せないでくださいというメッセージが来るものがございますので、そういったものは載せてございません。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ある程度の取捨選択はあってもいいと思うのです。余りにもひどいものとか、個人を中傷するような、誹謗するようなものとかというのは。ただ、Eメールだからこそ、名前がなくても大事な意見ってあったりする場合があると思うのです。そういうところはもう少しフリーにやられたほうがいいのではないかなというふうに思うし、ホームページで外に発信するということは、庁舎内だけの参考ではないのです。我々もそれを見て参考にしていくわけなのですけれども、お互いにやりとりができるからインターネットっていいものであって、ホームページを開設している以上はそのメリットをもっと十分生かすために特別住所、氏名がなくてもこういうところに掲載するという方向性は大事かなというふうに思うのですけれども、その点をお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 特段住所、氏名がないケースのご質問なのですけれども、内容がわかるような全部のEメール内容ではなくて、何々に関するEメールが何件あったとかという数字的なもの、そちらのほうはできると思いますので、そういったことで対処するように検討いたします。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 余り意図を持ってやらないほうが良いようには思うのですけれども、そこは今後また見させていただきたいと思います。

次、施設見学会の関係なのですけれども、平成24年30人、平成25年21人、事務報告書を見ると平成26年度は6人と相当少なくなっているのですけれども、これはもう人気なくなってしまうのですか。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 人気がないというか、確かにリピーターの方はかなりいらっしゃるのですけれども、26年度の6名というのは原因は把握しておりません。ただ、1点だけ広報の担当者から聞いているのは、広報で周知しているわけなのですけれども、周知の紙面の場所です。ことしも広報の裏ページに載せたのですけれども、たまたま26年度は紙面の都合上で中のほうに載せたらしくて、周知される機会というか、見る機会が減ったのかなという状況がございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 6人でバスを出してというのは、ちょっと厳しいですよ。そういう意味からすると、広報の仕方が悪かったのかというお話もあったのだけれども、意外と同じ人たちが行っているのかなと。そうなると場所も同じだったらだんだんリピーターはいな

くなりますよね。一気に6人下がったという機会に何か見直すようなことって考えなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺のことも、それからこの6人ということだけを強調してしまうと余りにもがくっと減ったかなというふうに思うので、ことしはもうやりましたか。

〔「いや、これからです」との声あり〕

○小黒 弘委員 では、そのこのところだけもうちょっと工夫があったらふえるのかどうかと、その可能性を現場としてはどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 増山裕司君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 ことしの状況なのですけれども、やはりリピーターの方がふえておりますので、施設の内容を見直ししています。あと、せっかくスマートインターチェンジが開通しましたので、ハイウェイ・オアシスを見た後に奈井江の発電所へ行くまでの間はスマートインターチェンジを利用してというふうに内容を変えております。今のところ30名以上の応募がございますので、昨年と比べると増加傾向でございます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。142ページ、第2項徴税費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、住居表示に要する経費についてお尋ねします。

この経費については、住宅地にある住居表示の看板の経費ということで考えてよろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 そのとおりでございます、住居表示には作成しているものが2つございまして、1つは家屋番号といひまして、条丁目の何番何号、これは小さくて、よく玄関先に張っているものが1つと、あともう一つは街区板というのがございまして、街区板というのは条丁目の中でも1番何号、2番何号、この1番、2番なのですけれども、これを街区といひますが、それぞれ角地に何条何丁目の何番ということで、この看板を作成してそれぞれ家の壁だとか、時には物置、車庫になるのですが、転居届に来た際にお渡ししたりということで、あるいは小さい玄関に張る住居表示番号を郵送したりというようなことをしてございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、これは基本的に新築が主になるということでよろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 そうでございまして、平成26年度でいきますと75件に交付してございます。これは、玄関先に張る条丁目の何番、何号、あともう一つが先ほど言いました街区板、これは条丁目の角地に建った場合にだけ該当するのでございますが、これにつきまして6件交付してございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 新築はわかったのですけれども、古い住宅地へ行きますときびて全然見えなくなっているような表示があるわけですから、更新計画とか、そういったものを見回して直すなり、そういった業務というのはされていないのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 住居表示を導入したのが昭和61年から平成4年、もう大分前になりまして、その当時に張ったものも多くございます。希望によっては作成して交付しているときもございますが、特にこのような申し出がない限りは更新をしているという状況ではございませんが、今後につきましては、ほかの同じ課内で市内を回っていますので、そういうときにでもチェックをしていきたいと思っております。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。144ページ、第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第5項統計調査費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第6項監査委員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。156ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 1件だけ確認させていただきたいのですけれども、社会福祉費の159ページ、障害者地域生活支援に関する経費についてなのですが、この事業に限らずなのですが、市の一般的な施策において障害者施策の表題といいますか、名称は障害のガイの字がほとんど平仮名に直っているのですけれども、市の経費、予算の科目は全てガイの字が漢字になっているのですが、直していない理由というか、法令上の制限があるのか、何かそういった理由があってガイの字が漢字のままなのかどうかだけ確認させてください。

○委員長 増山裕司君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 障害者のガイの表記の関係でございまして、国、道、さらには法令等で定められている法律等の名称で漢字を使われているものにつきましては漢字表記をしてございます。あと、砂川市で作成しています障害福祉計画の中で障害者をあら

わす文言については、そういう制度等の絡みがないものにつきましては極力平仮名表記を使うようにしているところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、法令上の都合でどうしても直せない、砂川市独自で直すということとはできないということなのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 決算に関することをお願いします。

○武田 真委員 わかりました。終わります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。168ページ、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。180ページ、第4項災害救助費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。182ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費について質疑ありませんか。

武田圭介委員。

武田圭介委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○委員長 増山裕司君 休憩中の委員会を再開します。

武田圭介委員の質疑を許します。

○武田圭介委員 それでは、衛生費について質疑を行いますけれども、185ページ、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に要する経費ということで、決算では187万9,440円、これはがん検診委託料という形で上がっていますが、当初予算ではここは317万4,000円と。当初予算の提案理由の説明の中で、このがん検診の対象者であっても未受診者に対して無料クーポンを送付するという事業であったと思うのですが、当初予算で317万円ほどの予算を組んでいて決算で187万9,000円ということは、受診される方がやはり少なかったのかなというような気もします。対象は、子宮頸がんの場合は20歳以上、乳がんの場合は40歳以上ということが提案理由でありましたけれども、傾向的に事務報告書を見ると乳がん検診のほうは対前年比でクーポン利用者はふえているのですが、年齢の若い子宮がんの検診に関しては事務報告書を見ても100%までは到達していないところがあるのですけれども、この辺ふれあいセンターとしてはどのよう

にお考えになっているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 女性のためのがん検診推進事業ということでございますが、委員さんご指摘のとおり、当初見込んでおりました件数から見ますと下回っている状況でございます。担当者にも確認をいたしました、乳がんのほうは40歳からの対象ということでございます。子宮頸がんにつきましては20歳ということで、そういった若い方の関心がいまいまだ高まっていないのかなという部分もございまして、また26年度の対象者というのはそれまでクーポン券の未利用であった方を対象としているというような意味もございまして、それまで利用されていなかった方に対してまた再度クーポンの利用を促すというような事業でございましたので、ベースになる部分の関心がいまいまだ高くないような方を対象としていたところが大きいのかなというふうには考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 国のほうもがんの根絶というか、がんを根絶するのは難しいのですが、がん治療には力を注いでいこうというような政策も打ち出されておりますし、何よりも砂川市立病院ががん診療の拠点病院であることや、それからふれあいセンターのほうで「砂川の保健」という冊子を毎年発行しておりますけれども、その中でもがん検診の率を向上させていくということが常に述べられている中で、無関心層に目を向けてもらうというのは確かに難しいことではありますけれども、こういった事業がとられる以上は少しでも、今でも現場の皆さんの働きというものはあるのですが、もっともっと受診率が向上していくようなことを考えていかなければ、せっかく予算として組んだのに決算の数字ベースで見るとこれで終わってしまったと。それは当然利用件数が少ないということでもありますけれども、次年度以降、これにかかわらずがん検診というものは進めていかなければいけないわけではありますけれども、その点についてこの決算を踏まえてどのようにふれあいセンターのほうではお考えになっているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 がん検診の検診率の向上ということでございます。ご指摘のとおり、無関心層に対する向上の取り組みを図ってまいりたいというふうにご考えてございます。本年の4月1日号の広報では、がん検診の一覧ということで広報に折り込みをさせていただいて、検診の日程等につきましてわかりやすい表にしてお知らせしているところでございます。これは新たな取り組みということでございまして、また就労されている若い方に対してはもうちょっと手法は検討させていただきたいとは思いますが、高齢者だけではなくて若い層にも働きかけるような検討をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 1度目の答弁でもお伺いしましたけれども、結局若い方でまだ余りがんに対してのおそれというか、そういったようなことを感じていない方こそ早期の検診をして、早期にもしがんが見つければ医療費の削減等にもつながっていくわけでありますので、この辺の周知のあり方というのも考えて、次年度に向けて取り組んでいていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。190ページ、第2項清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。196ページ、第5款労働費、第1項労働諸費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。198ページ、第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。武田圭介委員。

○武田圭介委員 201ページに稲作農業振興補助金ということで27万4,000円ほど出ているのですが、これは当初予算ではたしか35万ぐらいだったと思いますけれども、提案理由の中ではこれは付加価値の高いお米、つまり低たんぱく質米に対して幼穂形成期のケイ酸資材の追肥にかかわる補助の一部だということだったのですけれども、資材自体はそれほど金額が高いものではないと思うのですが、これは不用額が8万円近く発生しているということは、低たんぱく質米をつくる農家さんから補助の申請が少なかったということなのですか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 当初予算よりも減額しておりますけれども、これにつきましては、当初見込んでいた量というか、農地面積よりも少ない申請しかなかったということで、今実施するには資材をしょってまかななければならないということで、大変重労働であるということもございます。ことしから水稻振興会のほうで田植え機を改造したケイ酸資材の散布機をつくっておりますので、ことしについてはかなり量が多くなるというふうに思っております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、ケイ酸をまく上での環境が改善されることに伴って、次年度以降はこの補助というものが当初見込んだ補助の金額に到達するというようなお考えで今の答弁だと理解してよろしいですか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 たしかことし60万、ちょっと記憶が曖昧ですけれども、たし

か平成27年度については60万円ほどの予算だと思いますけれども、これについてはこれから申請が出されますけれども、昨年度よりはかなり多いというふうに考えております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ぱっと見ると稲作農業振興補助金といういかめしい名前なので、何のことがよくわからないという、中身を聞けばわかるのですけれども、砂川にとっても農業は大事な産業ですし、せっかくお米がおいしいという評価がある中で、さらに低たんぱく質米、おいしいと言われているお米を地元で多くの農家の皆さんが作付をしていただくと、これはまた新たな別のものにつながっていくと思いますので、こういった補助金、今回不用額が発生しましたけれども、ケイ酸をまく環境も変わってくるのであれば、ぜひとも26年度決算を踏まえて次年度以降はもっともっと稲作農家の皆さんにこういったようなことを周知していただきたいと思うのですけれども、その辺の考えというのは当然この決算を踏まえて、環境も変わるということを把握されているので、原課のほうではそういうふうな考えをお持ちということではよろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 事業の周知でございますけれども、申請自体がJA、農協で取りまとめて申請をしていただいておりますので、そちらのほうでの周知、また農業委員会だよりを年間4回ほど全農家に配布しておりますので、それら等についても周知を図ってまいりたいと思っております。

○委員長 増山裕司君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 203ページの多面的機能支払事業に要する経費のことで、そもそもこの事業はどんなことをしているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 多面的機能支払交付金事業でございますけれども、この事業は農業者等の組織が取り組む水路の泥上げや農地の保守などの地域資源の基礎的な保全活動や植栽等による景観形成など、農村環境の良好な保全活動等の共同活動を支援することによって農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る事業でございます。具体的には、例えば集落での機能診断だとか、水路のひび割れの補修等、植栽活動、鳥獣被害対策等も実施しております。

○委員長 増山裕司君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 事務報告書を見ますと、5地区で事業費が1,596万ぐらい使われて、負担金が400万近くということで、農地の保全ということで使われているということではよろしいのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 この負担金につきましては、負担金なのですけれども、この事業の事業実施主体が北海道農地・水保全管理対策協議会ということで、北海道や関係市町

村、あと農業会議だとかJAの中央会、これらが会員になって協議会をつくっております。ここが事業実施主体となっておりますので、砂川市の場合は事業主体がそれぞれ国50%、北海道が25%、市町村が25%の負担金を出しまして、そこから協議会に一度お金を集めまして、協議会から各組織に交付金を交付しているという形になっております。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、鳥獣被害対策に要する経費についてお尋ねしますが、昨年度と比較しまして大体半減されているわけですけれども、その主な要因についてお尋ねいたします。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 昨年度、熊対策ということでLEDの鳥獣忌避装置というのを4基購入しております。この金額が約150万円程度ありました。26年度は買っていませんので、これが主な減額の理由でございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 熊の忌避装置というのは一体どういったものなのか、詳しく具体的によろしくお願ひします。

○委員長 増山裕司君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 熊が出たとき、音と光で熊を寄せつけないという、そういう装置でございます。

○武田 真委員 わかりました。終わります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。204ページ、第2項林業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。206ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。中道博武委員。

○中道博武委員 1点だけ、プレミアム商品券について伺いたいと思いますが、市のほうとして市民を対象にして出されているかと思えますけれども、その辺の把握、あるいは市民の反応ということについてお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 26年度のプレミアム商品券につきましては、商工会議所での事業になりますけれども、1万2,000円分の2,000セット、額面1万円ので買えるのですけれども、そういったものの事業となっておりました。事業の後に会議所のほうでアンケートを集計しておりますが、この中では、アンケートの内容につきましては、プレミアム商品券の販売を何で知りましたか、これについては主には商店街のポスター、新聞折り込みチラシというところが多いのですけれども、市の広報でも知ったという

ようなアンケート結果になっております。また、これまでのプレミアム商品券の購入回数につきましても平均3.3回という回答があったようです。プレミアム商品券をどのようなお店で利用する予定ですかというところでは、一番多いのは灯油やガソリンで利用したいというところ、あとは日用品、食料品といったような使い方を予定しているというアンケート結果でした。あと、商品券の効果についてどういうお考えをお持ちですかというところなのですけれども、生活の支援になっているというアンケート結果が一番多くて、次いで商店街でのお買い物の機会がふえるといった感想をお持ちの方も多いようです。26年度は1人3セットまでということになっておりましたが、もっとたくさん購入したいという方とちょうどいいという方と半々だったようです。プレミアム商品券がない場合でも同じお店でお買い物しますかという問いにつきましては、ほとんどの方が同じお店で買い物をするという回答があります。あと、プレミアム商品券でふだんは買わない商品やいつもより値段の高い商品を購入することがありますかというものについては、74のアンケート中45の方があると答えておりますので、この商品券を使ったことでふだんは買わないもの、あるいは高いものを買うといったような消費行動があったというアンケート結果になっています。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 確認をしたいのですが、このプレミアム商品券、砂川市民が対象なのかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 こちらにつきましては、市民限定ではございません。購入者の市町別の内訳ですが、砂川市民が664、滝川が7、奈井江が4、歌志内1、上砂川1、札幌1、その他市外が1といったような内容になっております。ほとんど砂川市民が購入されているといったような状況になっております。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 私のほうの耳に入ったのは、欲しくても買えなかったというような市民の方がいますし、さらには市外の方が購入していて、どうしてこういうことになるのだというような意見もありました。今後対応するに当たっては、その辺のことも限定するなり、あるいはまだまだ欲しい人がいらっしゃるということになれば、回数、その辺の割り当て等々も考えていかなければならないのだろうかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長 増山裕司君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 行列をつくっていただいて、手に入れることができなかった方が多数いらっしゃることは把握しております。27年度でスーパープレミアムということで実施した分につきましては、あらかじめ往復はがきで申し込みをしていただいて、それを抽せんするといったような方法をとっておりますが、いずれにしても手に入れ

ることができない方が発生することは間違いないやり方でありまして、ここについては全員が買える方法がいいのかどうかも含めて、会議所さんの実施する事業ということになりますので、その辺についてはそういったことも踏まえながら、来年度実施する、しないも含めてやり方については一緒に考えたいと考えております。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 できるだけ公平に行き渡るようによろしくお願いを申し上げて、終わります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。212ページ、第8款土木費、第1項土木管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。212ページ、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。218ページ、第3項河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。220ページ、第4項都市計画費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、公園の維持管理に要する経費についてお尋ねしますけれども、平成25年に公園施設の長寿命化計画というのが作成されたと思うのですが、今回のこの経費についてはその計画に基づいて修繕なり補修なりされているということによろしいでしょうか。

○委員長 増山裕司君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 公園の長寿命化計画の実施は今年度からということで、去年までが計画の策定というような形になっております。

○武田 真委員 わかりました。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。224ページ、第5項住宅費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。230ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。234ページ、第10款教育費、第1項教育総務費について質疑ありませんか。

中道博武委員。

○中道博武委員 教材費に関する経費についてお伺いしたいと思います。

学校教育について大変興味があるのですが、学力向上は大事なことなのですが、もう一点、やっぱり倫理教育というのが大事かと思えますけれども、その教材等についても含めて、倫理教育に関するような予算配分といいますか、その金額等々を伺いたいと思います。

○委員長 増山裕司君 中道委員、ページ数でいうと何ページになるのでしょうか。

○中道博武委員 教材費。

○委員長 増山裕司君 今は第1項教育総務費について。

○中道博武委員 ちょっと早かった。ごめんなさい、後でまたよろしくお願いします。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。236ページ、第2項小学校費について質疑ありませんか。

中道博武委員。

○中道博武委員 済みません、新米ですから先走って申しわけございません。

今申し上げたとおり、学力向上は必要だと思いますけれども、それと人間形成ということで倫理教育というのは大事な教育の部門かなと思います。これらについていろいろと資材、部材等々もかかると思います。その辺の費用といいますか、かかわりある費用について教えていただければというふうに思います。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今のご質問、倫理教育ということですがけれども、倫理教育という特定のものというものは特にございませんけれども、ただ総合的な学習の時間、こういうものを文科省のほうで設けております。そちらのほうには費用を学校のほうに配分をしております。それを使いながら、必要な備品等があれば買っていただきますし、またその活動の中で消耗品等、またまちに出かけていろんなものを体験する、みずから学ぶというような、そのような教育もございますので、そちらのほうの費用は負担をしているところでございます。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 はっきりした予算だとか、そういうことはないということですね。その都度ということですか。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 241ページに総合的な学習の時間に要する経費というものがございます。これは、学校のほうに配分をしております。各学校で必要なものを買っていただくということで、教育委員会のほうで特定をして、このようなものを買いなさい、このようなものを使って学習しなさいというところの特定はしておりません。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 ちょっと幅広い話になってしまったので、申しわけないと思います。あ

る程度把握できました。次回に一般質問等々でまたできるかなと思います。ありがとうございました。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。240ページ、第3項中学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。246ページ、第4項社会教育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。254ページ、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 259ページ、陸上競技場の管理に要する経費ですけれども、事務報告書等を見れば、利用者もかなり多く、収益なんかもあるわけなのですけれども、管理棟なのですけれども、こちらの利用状況というのを教えていただけますでしょうか。

○委員長 増山裕司君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 和泉 肇君 管理棟ということのみでは利用統計はとっていないところがございますけれども、年に数回程度しか利用はないというふうに把握してございます。

○委員長 増山裕司君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 恐らくいろんな経費の中にこちらの管理のものも入っていると思いますが、年2回ぐらいしか使われていない。さらには、シャワー室とかいろいろあるのですけれども、そこが資材置き場みたいな形になっているような状況なのですが、今後としてこちらの管理棟に関してはどのような考えをお持ちなのか。

○委員長 増山裕司君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 和泉 肇君 管理棟に対する考え方ということでございますけれども、あくまでもこの施設の管理棟ということでございますので、そのような目的に即した形で利用されるのがまず第一だろうと、それを優先してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 増山裕司君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ということは、管理棟を使ってシャワールームを使いたいなんていう話になれば、入っているものとかを全部出して、使えるようにしていただけるということではないのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 和泉 肇君 管理棟の使用の一環としてそういうことであれば、当然使用できるような形にはしたいというふうに考えます。ただ、現状がそういう状況でありますので、きょう言ってあしたというようなことではなく、事前に言っていただければ

というふうには考えてございます。

○委員長 増山裕司君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 あそこのシャワー室のロッカーは、総合体育館のほうに持っていかれてしまって、ロッカーがもうなくなってしまっているような状況なのですけども、それは使おうと思えば、ロッカー室となっているのですけれども、ロッカーをまた使えるような状況にしてもらえたりするのですか。

○委員長 増山裕司君 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 和泉 肇君 ロッカーにつきましては、総合体育館の更衣室のほうのロッカーに使ってございます。これにつきましては、管理棟の中で利用実績がほぼないというようなことから、備品の有効活用ということで総合体育館のほうで活用させていただいております。今現在ないということでございますので、使いたいという申し出があっても使うことができませんので、表記上でまだロッカー室というような表記がされているという現状について改善をしてみたいというふうにあります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。258ページ、第6項給食センター費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。262ページ、第11款公債費、第1項公債費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。264ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。264ページ、第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。266ページ、第3項開発公社費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。268ページ、第13款職員費、第1項職員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。272ページ、第14款予備費、第1項予備費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、歳入に入ります。519ページからの財産に関する調書を含めて質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 歳入について1つぐらいは質問しようかなと思って、します。

今回の不納欠損とか、あるいは収入未済額というような全体的な関係なのですけれども、今回の決算で10年ほど前の決算を調べたり、5年前の決算を調べたりしていているのですけれども、以前、十数年前というのは不納欠損というのはなかなかしづらくて、今年度は市税で2,000万だったりするのですけれども、今までって何百万円とか、そんな時代が続いていて、つまり調定額と収入済額の差が相当大きかったのですけれども、平成26年というのは相当圧縮されて、そこが健全なのかどうかというのがちょっとわからないところではあるのですけれども、とりあえず不納欠損が今までは市民税で200万いくかどうか、固定資産税でも1,000万いくかどうかという感じで大分前はやってきていた部分が、かなり思い切って不納欠損の金額が出てきているのです。これは、本来もうとれないというところが不納欠損になってきているはずなのですけれども、その基準が最近甘くなってきているのではないかと、これは確証も何もありません。つまり今まではかなり少なくてやってきていたものがここ数年相当大きく不納欠損をやっているのです。この辺の事情というのをちょっとを質疑をしたいと思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 不納欠損のご質問でありますけれども、不納欠損の種類は3種類ございまして、まず時効に関するもの、それとあと執行停止から3年経過した停止欠損、それとあと即時欠損と、この3種類でやっていますけれども、10年前と比べると欠損額が多くなっているということではありますが、現状といたしましてはほとんどが時効に関する欠損、これが大体全体の94%ぐらいを占めるということですので、時効ということは5年ですので、5年前の滞納というのを法にのっとって整理をさせていただいているということになります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 5年前の滞納ということになるわけですが、もう少しその中身を詳しく、5年前の滞納といいながらも、つまりそこに向けて何らかのアクションをしていけば5年前という形にはならないのだろうというふうに思うのですけれども、つまり継続でということで、5年前を決断するという部分です。その辺というのはどういう要素が加味されていくのか、ほとんどが時効によることだということなので、その辺をお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 時効によるもの、5年経過するのですけれども、その間滞納者と同様に戸別訪問ですとか、督促ですとか、催告ですとか、そういうのを定期的に行っておりますし、場合によっては悪質な方については財産の調査等々を行っております。そういうことを順次毎年のように繰り返しつつも、なかなか納税をいただかないという方

もいらっしやいますし、今とりあえず現年度分の滞納額を発生させない、要は最終的には欠損額を発生させないということになるのですけれども、現年を中心にやっておりますので、現年の整理がついた段階で過年度滞納分ということになりますので、プロセスとしては一般滞納者と同じように定期的に訪問なり催告、あと所得調査等々も行ってきた結果が時効を迎えてしまったということになります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとわかりづらいのですけれども、要するに訪問したり、あるいは督促状を送ったりしている間は時効というのは延びていきますよね。どこかでそこをとめてしまって、5年がたったものについては時効というふうな解釈でいいのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 そのとおりです。そうなります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり相当な理由がないと、そこに人がいたらやり続けていくのだろうというふうに思うのですけれども、今回のこの判断というか、26年で94%というところのようなのですけれども、そこら辺の中身というのはもう少し話はできるのでしょうか、個人情報というのがもしかしたら何かあるのかどうかわからないのですけれども、住所がもう完全になくなってしまっているだとか、要は何らかのしっかりしたものがこの5年間続いていると不納欠損までいかないのではないかというふうなことを考えるのですけれども、その辺のところはどんなふうなことになるのかお伺いします。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 時効を迎えるというときには、住所といいますか、居住しているところだとかがわからない方もいらっしやいます。ただ、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、これからの部分で欠損を発生させないということで、まずは現年度分から処理をしているということになっております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全然答えが違うなというふうに思うのですけれども、現年度をちゃんとやるのは当たり前のことで、収納率も相当上がってもきている、少しずつでも上がってはきているというふうに思うので、私の質問は、不納欠損というのはもうお金を取ることを諦めますということですから、未済額とはまた違う話で、これが結構な数字が何年間か続いてきているのです。だから、その事情を聞きたいのです。今までは市税だったら200万ぐらいのものが最近は五、六百万というのが、あるいは固定資産税もそうですけれども、全体的にいても2,000万というのはなかなか大きな金額なのです、不納欠損額そのものが。だから、そこら辺に至る事情です。今までは二、三百万円でもよかったものが2,000万不納欠損していくということは、取れるものが取れない、諦めてしまっているということになるので、そこら辺の話をどうしてこうなっているのかということをお伺

いしたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員の質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時56分

○委員長 増山裕司君 休憩中の委員会を再開します。

小黒弘委員の質疑に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長 為国修一君 午前中の答えなのですけれども、不納欠損処理の仕方の考え方につきましては、以前は社会的な考え方といいますか、不納欠損処理をする、委員さんが言われるように徴収を放棄するというようなことを表現するわけなのですけれども、なかなかそれに踏み込めずにいたという現状がありました。ここ数年来、賦課して単純に5年間経過したら不納欠損として落とすのではなくて、その期間においても財産調査ですとか差し押さえ等々を行ってきております。この中には、滞納されている方も現年度分の課税というものは発生していきますので、今の方針としてはまずは現年度分、それと現年に近い分の滞納分からそういったところに充当していくということを繰り返してございまして、結果的には過去にさかのぼって今まで完全納付がないという判断を行ったときに不納欠損処分ということで取り扱ってきているところであります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 方向性みたいなものはわかったのですけれども、26年で特色的なものというのは何かあるのですか。普通にただ5年、こういうふうになっていったということ以外に何か特色的なもの、固定資産税のほうも含めてなののですけれども、もしあれば教えていただきたいと思います。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 一番特色的なものについては、固定資産税、市民税も連動してのですけれども、企業ですとか事業をやられた方が倒産等をされて、その滞納額が残っているというのがあります。ただ、その後現年度ですとか、自分がサラリーマンとして働いたときの収入をもって納税をされている方がいらっしゃいます。そういう方が過去にさかのぼってまでの納税をしていくということは大変難しいということで、倒産と事業の廃止が一番大きな要因となっております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 救急車でちょっと聞こえづらかったのだけれども、倒産によって、固定資産税1,300万ぐらいありますけれども、不納欠損ですけれども、こちらのほうがもう支払いが無理だという判断のもとでということなのか、もう一回伺います。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 古いものまでさかのぼって納税される担税力というのはないというふうに判断をしているところです。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それに関連して、収入未済額というのが本当に少なくなってきていますよね。5年前ぐらいだったら1億を軽く超えていたのが今は5,300万ぐらいになってきているので、ただこの中でも不納欠損になり得るようなものというのは結構あるものなのかどうなのか、26年度の状況でいいのですけれども、そこをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 この収入済額の中で先ほど言った欠損になりそうなものというのは、大体300万ぐらいの額がなる可能性があるものと考えております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今収入済額と言ったけれども、収入未済額でいいのかな。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 済みません、そのとおりです。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 収入未済額の中であと300万ぐらいという話だったのですけれども、不納欠損になるような。ということは、大分不納欠損になる。来年あたりは、これは市税全体での話なのかどうなのかなのだけれども、本当にそれぐらいで済むものなのですか。今まで2,200万ぐらいずっと不納欠損をやってきているはずなのですけれども、残りそのぐらいで済むのかどうなのなのですけれども。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 済みません、説明の仕方がよろしくなかったようですけれども、既に執行停止処分としているもので300万ぐらいありますので、この辺はもうほぼ確定という考えでおります。このほかに、これからも折衝していきますけれども、時効を迎えて担税力がないと判断されるものがあれば、またふえていくということになるかと思えます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後です。先ほどから言ったように、不納欠損というのは本来取れるかもしれないような金額を完全に落としてしまうということになるわけで、それまでの過程というのはやっぱり大事にしてもらわなければ困るわけですが、そういう点でいえば特に平成26年度あたりで強化しているというか、なるべく不納欠損を残さないように、あるいは現年度をちゃんとやるようにというようなことについて力を入れている点があったら、お伺いしたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 不納欠損、要は現年度分の滞納額をふやさない、そういう取り

組みですけれども、これまでも電話連絡ですとか、夜間納税窓口ですとか、そういう対策は講じてきております。とりわけ、車のタイヤロックで差し押さえするのですけれども、タイヤロックの機械を21年度に購入しておりましたけれども、実際にそれを活用し始めたのは26年度からです。大体8件から9件ぐらい、そのうちに先般のインターネット公売の2台も含まれるわけですけれども、そういったこともやっております。あと、未済額を防ぐためにはコンビニ収納ということで、23年度から納付の窓口をふやしているというこの対策も行ってきているところです。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 44ページの分担金及び負担金について確認したいと思います。

保育所費負担金についてですが、未済額が25～6万あるところなのですけれども、現年分ということになっていますが、過年度分の収入というのはなかったということでしょうか。

○委員長 増山裕司君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 民生費負担金の収入未済額25万6,490円の関係でございますが、こちらにつきましては保育所費負担金の収入未済額となっているところでございます。こちらの保育所の負担金につきましては、26年の現年度分につきましては徴収は100%徴収となっております、滞納はない状況でございます。こちらの収入未済額につきましては過年度分の収入未済額ということで、こちらにつきましては平成9年から13年までの分の4件分となっているところでございます。これまで納入をずっと求めてきたところでございますが、26年度におきましては転出等によりまして徴収に至らなかったということで、この額が未済額としてあらわれたところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 基本的なことについて確認したいのですけれども、負担金の考え方なのですけれども、税金は時効5年ということになって、公金ということの扱いなのですけれども、負担金についても公金ということで時効期間は5年、もしくは民法上の債権とは異なるのか、同じなのか、そこだけちょっと確認したいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの未済額の時効の関係でございますが、こちらにつきましては地方自治法第236条第1項の規定に基づきまして、5年間執行がない場合は時効により消滅するという規定がございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、平成9年から13年の分ということでして、逐次分割して納入されるなり、あるいは督促なりを行って、それぞれの時効を延ばしてきたということ間違いはないですか。

○委員長 増山裕司君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 負担金の納入に対しまして、これまで毎年度保護者に納入を求めてまいりました。額的には25万ほどあるのですが、何年かに分けて例えば5,000円ですとか1万円等の納入がこれまでであったものですから、今のところ5年間の消滅時効に至っていないという状況でございます。

○武田 真委員 わかりました。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、292ページからの議案第14号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、372ページからの議案第15号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、415ページからの議案第16号 平成26年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、486ページからの議案第17号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第18号 平成26年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての審査に入ります。

収入支出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、収入支出一括して質疑をいたします。

まず、この決算書を読んでみても、平成26年度は状況としては余りよくない状況だったと思うのですけれども、その中で大きな理由としては患者さんの減ということが以前も

言われていますけれども、ただ事業報告書を読むと26年4月からは診療報酬の改定が行われ、あるいは消費税の増税分ということのマイナスということが、これはまた大きな原因でもあるだろうと思うのですけれども、この診療報酬改定あるいは消費税の増税について市立病院が受けた影響ですけれども、この辺をできる限り詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 平成26年度の診療報酬改定の影響についてということでございますが、まず診療報酬改定の概要につきましては、診療報酬全体はプラスの0.7%、薬価、医療材料がマイナスの0.63%、全体の改定率につきましてはプラスの0.1%という内容であります。そこにちょうど消費税が8%に上がった分が入りますので、その分を増減しますと実質改定率はマイナスの1.26%、厚労省が示している資料によりますと額にして400億円のマイナスの改定だということになっております。さらに、その点数に加えて、当院のようなDPCの病院につきましては医療機関別の係数というのがございまして、それも国のほうで決められてくるのがあるのですが、それが0.0212、当院の場合は下がったということの内容であります。

当院がそれによって受けた影響についてでございますが、平成25年度1年間のデータを平成26年度から新しい診療報酬に置きかえて計算して、その影響額というのをしております。全て置きかえるわけにはいかないのですが、89%ぐらい、9割近くは置きかえという作業ができて、それによりますと入院で金額にしますとマイナスの4,300万円ぐらい、率にするとマイナスの0.71%の影響、外来につきましては金額にして176万円ぐらいのプラス、外来を率にしますと0.07%のプラスと、外来はそんなに影響はなかった。入院については0.7%ぐらいのマイナスの影響を受けたということでありまして、その中でも診療科によって影響の度合いが違ってきますので、外来でいきますと眼科、整形、産婦人科あたりはマイナスの大きな影響を受けておりますし、入院につきましては耳鼻科、脳外科、眼科、こういったところが大きな影響を受けているところがあります。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 私のほうからは消費税の影響額についてご説明を申し上げます。

平成26年度決算への影響額、3%分の影響額になりますが、収入におきましては初再診料、それから入院料、こういったところに消費税の増税分がありますので、これで約5,200万円の増となっております。また、費用のほうでは収益的収支で約1億2,600万円、それから資本的収支では約750万円、合計しますと約1億3,350万円の影響があったところです。差し引きますと8,150万ほどのマイナスといったような影響があったところでございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 確認したいのは、さっきの診療報酬の関係ですけれども、これは患者数の減とは関係なく考えていいということですよ。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 最初に申し上げましたように、平成25年度の1年間の診療データを平成26年度からの新しい点数に置きかえましたので、患者数とか診療内容は平成25年度のそのままのものを使っております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もっともっとあるのかなと実は思っていたのですけれども、意外と外来のほうは逆にプラスというような形になってきたということで、また消費税の関係は、これはやっぱり大きいですね、8,000万近くですか、以上か。まずは、診療報酬の関係としては、先ほどの話では科によって影響を大きく受けているところとそうでもなさそうなどところというのがあるようなのですが、こちらはなぜそういうふうになっているのか。消費税の関係についてお伺いすれば、これは国の施策だからどうしようもないということなのかもしれないのだけれども、実際どうしようもないのですか。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 診療報酬の改定が科によって違うのはなぜかという質問でございますが、共通している部分は例えば初診料であるとか再診料であるとかというのはどこの科も共通していますので、診療科による差異はそんなに出てこないのですが、例えば手術料とか検査料でその科特有のものが上がったり下がったりというのがありますので、そういったことでの診療科の違いによる影響というのは出てきております。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 消費税につきましては、今の税法上私どものような病院に関しましては総売り上げに係るものに関しては全て非課税ということで、非常に厳しい税法になっております。そういったことで、来年度消費税が10%になることも予想されておりますので、各団体からこちらのほうは税制を改革してほしいといった要望は上げている最中ではありますが、これはやっぱり国の施策にかかわることですので、なかなか難しい部分があるかというふうには考えてございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そちらのほうはそれでわかりました。

次に、今回は患者数の減、特に入院患者が3,000近くでしたっけ、外来も2,000減って、合わせると患者が5,000減っているということで、これはなかなか厳しいですよ。患者の減というのは、うちは診療単価そのものがほかの病院よりは結構高いはずなので、それが減っていくと掛け算するということの影響が大きくなるということが26年も結果が出ていると思うのですけれども、ちょっと違う観点なのですから、患者

数の減の一つとして、特に時間外の診療の対応が悪いという話が聞かれているのです。体が大変だから時間外に行くわけですから。そうでなければ普通に行くわけだから。行ったら、若いお医者さんが、いや、何でもないからと帰される。ここのところが、何でもないのか、あるのか、患者としてみれば検査の一つでもしてほしいとなるわけです。時間外に行くわけだから、検査するためには入院されて検査でもして、検査して何でもなければ、安心して帰れる。これは、患者さんにとってもいいことです。病院経営にとっても、その場で帰っていいですよというのと、1泊入院して検査してもらって、患者さんも安心して帰れる、病院もある程度収入になるというのが私は一番いいのではないかと思うのですけれども、本当に声がよく聞こえてきていて、どうしてなのだという声があるものですから、事務方に言ってもどうにもならないのかもしれないのですけれども、この辺はやっぱり少し改善をしていったほうがいいのではないかというふうに思うものですから、現状26年のところでいいのですけれども、お伺いします。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 時間外診療の関係ですけれども、まず当院の休日時間外の診療につきましては、1年目の研修医が1名、2年目の研修医が1名、それと救命救急センターの当直医の3名が基本になりまして、それに加えてICUの当直とか、病院管理当直という、実際には5人が常に夜中というか、休日もいるという体制になっております。さらに専門的な治療が必要だということになれば、全診療科にはオンコールというか、呼び出して、すぐ来れる体制のドクターも控えておりまして、そういう体制で時間外の診療体制を行っているところであります。1日ぐらい入院させてとか、もうちょっといろいろな検査をしてほしいとかというご要望があるということなのですが、基本的には救急診療というのは一般の月曜日から金曜日に一般外来でやられているものとはちょっと異なりまして、必ずしも専門医の先生が診察するわけではない。そういうことになると、緊急性があるのかどうなのかというところが一番先生方としては判断をしなければいけない。これは手術をすぐしなければだめだということになれば、例えば外科だとか心臓外科だとか、そういった先生のほうに連絡をして緊急手術をするという体制はできているのですが、仮に少しでもないのだとすれば、きょうあす、例えば土曜日に受診したら土曜と日曜はこれで痛みをおさめて様子を見てもらって、改めて専門医のほうを受診してくださいというような指導はしております。ただ、一方ではこれから高齢化社会を迎えていくと、本人はもとより、家族もおじいちゃん、おばあちゃんは大丈夫なのだろうかというような、そういった心配も当然あるということは我々のほうとしましても理解はしております、救急で受診して、帰すにはちょっとあれだけれども、入院させるまでもという、そのぐらいの人たちがいるというのもわかっておりますので、入院させるためのハードルをちょっと下げたらどうだというような内部での検討はしております。ただ、それを救命救急センターとか、そういったところに突然入れるとなるとそれはそれで問題も起きますので、今年の11月から地

域包括ケア病棟というのを開設しておりまして、そこに軽度の救急患者さんを入れることができないか、やろうとするとそこにはいろいろ問題もあるのですけれども、どうかそれをクリアして、1日入院してみてもらって、何もなければ翌日にお帰りいただくというようなことを今現在検討中であります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 検討中ということなので、これ以上はここはいいかなというふうに思います。患者さんにとってみても、意外とそれがうわさがうわさと呼ばれて、市立病院はこうだ、こうだというのは残念なことでもあるなというふうにも思うし、最近小児科あたりは若いお母さん方が、ちょっと心配だというと、先生も検査のためにきょう入院しますかというような声をかけられているようなのです。そしたら、やっぱり患者さんも親切に対応してくれたという話も現に聞いているので、そのところは診療科、診療科の中で救急なのにそこまでというのは今課長がおっしゃられたように大変なことあるのかもしれないですけども、そこはうまくやっていってほしいなというふうに思います。

そして、次が委託料のことなのでですけども、決算書で委託料というのが出てきますよね、19ページの16番、委託料、これは予算では平成26年は10億を超えてはいたのですけれども、決算そのものでは9億8,000万ということになっています。予算書を見れば、中身はある程度管理業務だとか、廃棄物処理だとかいろいろ書いてはありますけれども、改めて委託料そのもの、この10億のお金というのはどんなふうに使われているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 委託料の内訳といったことのご質問かと思えます。予算書には記載しておりますが、委託料の中には管理業務、それから廃棄物処理、それから補正業務、それから診療検査業務、それから保守点検業務といったふうに区別をして執行しております。管理業務の中には、施設管理ですとか維持業務、それから情報等の管理、そういったものが含まれます。それから、廃棄物処理の中には、産業廃棄物ですとかじんかい、そういったものが含まれております。それから、補正業務、こちらは清掃ですとか防虫、除雪、そういった業務になっております。それから、診療検査業務のほうは、外注の検査、そういったものが主なものとなっております。それから、保守点検業務に関しましては、施設管理、消防設備ですとか自動ドア、それから医療ガスの設備といったものがこれに含まれております。それから、保守の中には医療機器の保守、それから電算システム、こちらは電子カルテですとかそういったものの保守、そういったものが含まれて、予算では10億円ほど計上しておりますし、決算では9億8,200万ほどというふうなことになってございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 いってみれば10億というのは市立病院が発注する仕事の量だというふ

うに、ほかにいっぱいあるのですけれども、そこではぼ10億の委託料、これは地元と地元外というか、大体どのくらい、案分でもいいのですけれども、金額でもいいのですけれども、あるのかどうかお伺いします。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 今ほどご説明した委託の件数が全部合わせると162件ございます。そのうち、市内が55件、率で34%ほどになります。それから、市外については107件の66%。金額ベースで申し上げますと、市内の業者には3億5,000万ほど、35%分です。それから、市外は6億3,400万、65%、そういったことになってございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 10億の仕事があるうちの約35%くらいしか地元には落ちない。できれば100%に近いほど落ちてくれればいいのですけれども、それができない要因というのは何がありますか。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 地元でできるような業務については、地元のほうにお願いしているといった状況ですが、どうしてもできないのが電子カルテシステム、情報系のものに関しましては市内に請け負う業者さんがないといったことで、市外の業者になっておりますし、医療機器の保守に関しまして、特に放射線機器や何かというのはメーカー直属にお願いするといったケース、またこの部分が一番金額が大きいものですから、そういった面で市外のほうが金額が多くなっております。ただ、新たな業務をする際には、なるべく地元の方を採用していただくですとか、砂川市に営業所ですとか支店を持ってこれないのかといった依頼はずっと続けてきているという状況ではございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 委託の中に以前、大分前ですけれども、コンサル業務というのが多分入っているのではないかなというふうに思うのです。まず、そこを確認させてください。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 コンサルにつきましては、経営コンサル、それから情報系のコンサルといったものが入ってございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 経営コンサルというのが大事なのではないかなというふうに今思うのですけれども、情報の関係というのは多分機器や何か、いろいろなそういう意味だと思っておりますけれども、経営コンサルさんかなり前からだと思っております。病院を改築した後だったかな、前の市長のころだったと思っておりますけれども、小熊管理者はコンサルを入れるのが余り好きではなかったのですけれども、経営コンサルを入れるということになって、やしばらくたっているのですけれども、まずコンサルの委託料と、それからどんな内容の

報告というか、コンサルをしているものなのかお伺いします。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 経営コンサルという名目になってはいますが、コンサルの中身につきましては、ドクターであるとか看護師、あるいは医療技術スタッフにいろいろレクチャーをしていくというような内容で今お願いをしているところであります。額につきましては、平成26年度で880万ぐらいです。具体的な中身につきましては、当院はDPCの病院でありまして、DPCの病院であると厚生労働省のほうにデータを全部提出しなければいけなくなっていて、全国のDPCの病院のデータというのは当然厚生労働省が一番持っているのですが、厚生労働省に次ぐデータを保有していて、本社というか、もともとはアメリカの企業で、日本に今会社を起こしているという会社があるのですが、そこにいる方々は医師免許を持っていたり、看護師免許を持っていたり、薬剤師免許を持っていたりと、そういう医療の何かしらの免許を持っている人たちがコンサルティングをすると。データも厚生労働省に次ぐデータ量を持っていますので、今当院がやっている医療の内容が全国の病院と比較してどの程度なのか、ベンチマークもできるのです。そういうものを見ながら、改善すべきところはこういうところでしょうという指摘を受けながら、それをドクターであるとか、看護師であるとか、医療技術スタッフなどと情報共有をしながら改善を図っていくというようなことで取り組んでいるところであります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 イメージがちょっと違っていたのです。経営コンサルという形なものだから、もっと経営全般的にやっていく人なのかなというふうに思っていて、どのぐらいここに来ているのかとか、この地域の実態ってちゃんと把握できているのかという質問を準備していたのだけれども、どうやらそうではなくて、DPCがメインで、情報収集みたいなものだとすれば、こっちの資料を向こうに送ってしまえば、それに対しての答えが返ってくるみたいな、こういうコンサルというふうに考えていいのかなというふうに今ちょっと思ったのですけれども、そうでもなく、ちゃんと経営の全体のこと把握してもらったり、患者サービスのことだとか、経営分析とかいろいろなこともしてもらっている800万なのかなのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今メインでお願いしている部分は、DPCの分析であります。それと、診療報酬の改定によって7対1のベッドを国はもう削ろうとしておりますので、7対1をとるためには要件をクリアしなければいけない。その要件をクリアするためにどうしたらいいのだとか、そういった視点での、どちらかという収入をどれだけ確保するのかというところに主眼を置いたコンサルとなっております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。これ以上経営が悪化することになったら、それはそれで

また違う形のコンサルって必要なのかなというふうに思っはいるのですけれども、今のコンサルの人は、会社なのかどうかわかりませんが、そういう位置づけだということとはわかりました。

続いて、管理業務の中に入ってくるのかどうかなのですけれども、ニチイの関係なのですけれども、砂川市立病院って管理の業務についてはニチイがずっとやってきていると思うのです。それで、職員と言ったらいいのですか、従業員の数って結構今いっぱいいますよね。違う制服を着ている人はほとんどそうなのだと思うので、かなりの人数がいるのですけれども、そこ自体に払っているお金ってどのぐらいになるのですか。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 医事業務に関しては、株式会社ニチイ学館というところに委託をしております、人数的には今常時来られている方で57名ほどいらっしゃいます。業務については、受付業務から入院会計、外来会計と多岐にわたっているのですが、委託料につきましては年間で1億3,000万ほどになっております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ここもいかに地域に貢献度があるのかということをおはこれから聞きたいのですけれども、ニチイそのものには全体で1億3,000万ほどが砂川市立病院から払われている。では、実際働いている人たちが幾らもらっているのかということになるのですけれども、大体手取りって幾らぐらいなものですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 答えも何も無いけれども。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員、今の質問の内容なのですけれども、ニチイ側が幾ら支払っているかということですよ。それは、市立病院のほうで把握できているのでしょうか、そこは経営体が違いますよね。

○医事課長 朝日紀博君 個々の給与までは把握はしていません。

○委員長 増山裕司君 相手の会社のことですので、そこまでは把握できていないということです。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、逆に質問を変えますけれども、57人が雇われていることは間違いなくて、それが市立病院のほうに請求されることも間違い無いのだろうというふうに思うのです。大体1人当たり幾らぐらいの予算でニチイのほうと契約を結ばれているのでしょうか。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 ニチイ学館が、従業員にどの程度払っているかはわかりませんが、我々としては、管理業務をやる方というのはやっぱりちょっと高目なのですけれども、

それと中にはパートさんも全部ひっくるめているのですが、おおむね時給1,200円ぐらいで考えて算出をしております。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、ニチイがもうけ過ぎていないかということを思っているのです。うちは、医事業務について入札したことがないのです。だけれども、ほかの病院って入札するのです。前から言っているのだけれども、ずっと今までやってきているので、一番なれているのだと。ということは、独占企業みたいなものなのですよ、うちの市立病院とニチイに関して言えば。それぞれの砂川市民、働いている市民に入ってくるお金よりも市立病院が払っているほうが多いような気がしてならないのです。それも相当差があるのではないかというふうに思っているのですけれども、この辺のところというのは答弁として出てくるものって何もないですか。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 金額の差についてはちょっとわからない部分があるのですけれども、ただいまニチイが当院とずっと何十年もやっているの、独占企業ではないのかというようなお話がありました。ほかでは入札をしている。当院ではしていないというお話でしたけれども、基本的には入札で決める業務ではないというふうに思っています。なぜかという、やっぱり業務のなれ、あとは先生方はいろいろ特徴がある先生方がいらっしゃいますので、そういった方とスムーズに業務をするためにはなれた人間にいていただきたいというのはありますが、ただ新病院ができるときに一度、当時でいうとニチイ学館というところともう一社同じような業務をやっているところがあるのですが、そこをプロポーザルみたいなものを作って、もう一度仕切り直しをしようということで、たまたま新病院になったと同時に人が入れかわってしまうと、建物が変わって、システムも変わって、人もかわってしまうと、これは病院が機能しなくなってしまうので、新病院が建てた2年ぐらいたって、それで業務のほうもある程度運用も固まって、大丈夫だなと思ったときの23年の11月だったと思いますけれども、一度ニチイともう一つの業者でプロポーザルを作って、その結果またニチイになったという経過がございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今は払われている側は、会社の関係なのだから関係ないという雰囲気がありますけれども、本当にそうなのでしょうかと私は思うのです。一つの予算を組むときに、どのぐらいこのお金が有効に使われているのか、本当の意味で会社にとって少し収入があり過ぎはしないかということはやっぱりチェックするべきだと思うわけです。ということは、払っている金額がどのぐらいなのかという実態調査もして、そんなもの簡単ではないですか、聞けばいいだけの話だもの。私もある程度の人数の人には聞いていますけれども、どう考えても仕事の量からしても安いというふうに私は思うわけです。でも、ニチイがとっている1億3,000万、そこは人材派遣みたいなものだから、人材派遣会社の

もとがいっぱい稼いで、地元の働いている人がもし少ないのだとすれば、これは的確にちゃんと話をして、改善するべきところはするべきだというふうに私は思っているのですけれども、26年度の決算でそういうふうに思われることはみじんもありませんか。

○委員長 増山裕司君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 みじんもないかと言われると、ちょっと困るのですが、派遣契約ではなくて請負契約なので、この業務に対してこれぐらいですねというぐあいなのです。それを人数頭で割っていくと大体1人千何ぼぐらいになると。なので、当然ニチイとの契約交渉の中では、例えばわかりやすい例でいきますと平成26年度の契約をするときには入院の医療費を計算しているスタッフには、それまでは計算して請求書を患者さんに届けて、そこで終わっていたのだけれども、未収が大きな問題になっているから、支払いを確認できるまで1カ月間ぐらいは追跡してくれと、それでなおかつ未収に残っていたものを病院側にもらって、そこからまた病院側のほうで督促というようなことをやるだとか、そういった業務の中の見直しは進めてきておまして、それがニチイのスタッフの業務が大変だということと給与に見合っているのかということは何とも言いがたいのですが、会社との交渉の中ではそういった見直しは進めてきているところであります。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 民間の会社の経営まで首を突っ込むのかという話もあるかもしれないのだけれども、大きな大きなお金が各委託料で出ていくわけです。それが幾らかでも地元に戻ってきてくれればそれにこしたことはないわけで、そういう意味ではもう少し突っ込んだ調査みたいなものをぜひ今後してほしいなというふうに思います。

私の最後の質問になりますけれども、決算書を見ると患者外給食収益、急に小さな話になりますけれども、たしか予算のときにこれも聞いているのですけれども、研修医か何かの栄養が、ちゃんと食事がとれないので、病院のほうでつくって栄養管理でもちゃんとしてあげようかなんていう話が予算であったと思うのですけれども、予算では150万ぐらいありましたが、この決算では何と12万しかないのです。意外と不人気だったということなのですか。

○委員長 増山裕司君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 今委員さんおっしゃられたような予算の計上より執行が少ないということで、今委員さんおっしゃられたとおりでして、最初は食べたいというような要望があったのですが、始まって、食べたのですけれども、4月、5月の執行はあったのですが、その後一回滞りまして、再度、今度は朝飯も食べたいという医師も若干はいたものですから、そこで今度は希望する医師もというようなことでやったのですが、余り伸びなかったというようなことでございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 課長もはっきり言う、余り意味なかった。何なのだろう、おいしくない

のか、時間がうまくあれなのか、その辺のことというのは何か理由か原因というのがやっぱりあると思うのですけれども、それは把握されているのですか。

○委員長 増山裕司君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 食事の内容といたしましては、患者さんに出る食事はメインが1品なのですけれども、もし肉がメインでありましたら魚をもう一品足すとかというような出し方をしているのですが、口に合わなかったのか、若い先生だともうちょっとがっつり食べたいというようなことなのか、内容的に合わなかったのかなと思います。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ最初に予算を見たときに、また地域に影響を与えるかなとふと思ったのです。そもそもが新しい病院になってから非常に出前が少なくなったと。民間の飲食店の出前が以前の古いときは結構あって、病院があって先生が多くいる、看護師さんが多くいることがとっても助かるのだという話があったのですけれども、新しい病院になってからセキュリティが相当厳しくなって、出前がしづらくなったというのが原因かなというところもあるのですけれども、そう思っている中で、若い研修医を自分たちの食事で、なお出前をとるということが少なくなるかなと思ったのですけれども、これが不人気だったから出前が多くなったということにはならないのです。なっていなかったですかね、26年、調査なんて大げさなことではないのだけれども、何かそんな話は聞いたことはないですか。

○委員長 増山裕司君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 出前をしているかどうかまではちょっと聞いたことがないのですが、何らかの形で食事はしていると思うので、売店ですとか、近くのコンビニですとか、そういうところで済ませているのか、出前しているかどうかまではちょっと把握しておりません。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質問を終わろうと思うのですけれども、とにかく今まちの中の景気が悪いので、一番大きな病院、たくさんの従業員がいる病院を何とか、さっきのニチイの関係も同じなのですけれども、我々にとってみると何万、何十万、それが大きなお金であって、地域の飲食店もそうだと思うのですけれども、なるべくそういうことも意識しながら、直接関係ないと思われるかもしれないのだけれども、やっぱり間接的に大いに関係してくることって地域の経済にとってはたくさんあると思うので、その辺も意識をしながら今後もやっていただきたいなというふうに思っております。

これで終わります。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 では、私は最後に1点だけ確認したいのですけれども、恐らく委託料に入ると思うのですけれども、給食に関しては直営でなくて委託でやられていると思うので

すけれども、その委託されている先と額を教えてくださいたいと思います。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 給食のほうにつきましては、基本的には直営でございます。あと、給食の病棟までの配送、こちらだけは委託のほうに出しております。市内業者です。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 つくるのは直営で、配送だけが委託ということなのですがすけれども、その食材の購入の関係なのですけれども、例えば市内の農協から優先して購入するとか、食材の購入先について地元に対して配慮があったのかだけ確認させていただきたいのですけれども。

○委員長 増山裕司君 経営企画課長。

○経営企画課長 渋谷和彦君 当院の給食の食材につきましては、基本的には市内の小売業者さんをお願いして納品してもらっております。これは、やっぱり融通がきくというか、細かな調理ですとか、そういったものにも対応していただいておりますので、優先的に市内の業者さんを利用しております。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 入院患者さんにとって給食というのはかなり重要な位置づけになっていると思うのですがすけれども、患者さんの砂川市立病院の給食に対する満足ぐあいとか、そういった評価というのは、何か今わかるものがあれば。

○委員長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 栄養管理室の関係なので、私が一応お答えするような形でございますが、新病院になってからはニュークックチル方式ということで調理法を変えていると。そういった中では、評判的にはかなりよくなっていて、現在栄養管理室のほうで毎年8月に嗜好調査を行っております。そうした中では、26年度についてもやってみまして、大半は満足されているような結果と。ことしの部分について、今回8月ちょっと遅かったので、今取りまとめているといったところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田真委員。

○武田 真委員 先日病院祭に出たのですがすけれども、給食とかがサンプルで食べられるのかなとかいろいろ期待もしたのですがすけれども、そういったサービスも入院患者さんに対する呼び水と言ったら変ですがすけれども、砂川市立病院の給食はおいしいと、地元産の食材を使って安心であるというのも恐らく患者さんの呼び水になるのかなという考えを持っていたものですから、再度それだけお伺いします。

○委員長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 今武田委員さんがおっしゃった病院の給食の関係も、ニュークックチル方式に変わった中では、23年、南館ができたときから第1回病院祭を行ったと、そういったときには、栄養給食のあり方が変わったものですから、そういったもの

については一度市民の方、住民の方に知ってもらおうといった試みでは行ったといった経過がございますので、またきょういただいた意見、拝聴しましたことにつきまして次年度十分検討させていただきたい、そのように考えております。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会宣告

○委員長 増山裕司君 以上で本委員会に付託されました議案第13号から第18号までの各会計決算の認定についての審査を終了しました。

これで決算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 1時55分

委 員 長